

環境委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(1) ホテルシップ運営の協議対象者の決定について

資	料
---	---

 ホテルシップ運営の協議対象者の決定について

港 湾 局

(令和元年5月31日)

1 取組の背景

政府は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中には、オリンピックで800万人、パラリンピックで240万人にのぼる多数の選手・大会関係者や観客が首都圏を訪れることが見込まれていることから、大会開催時の宿泊施設不足等に対応するため、ホテルシップは有効な方法として、平成29年度に、内閣官房・国交省主催の『クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会』が設置され、検討が本格化された。

この分科会において、ホテルシップの可能性のある埠頭として、川崎、横浜、東京、千葉の4港5ヵ所が提示された。

・世界最大のスポーツイベントであり、東京湾内の港湾管理者が連携して、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた取り組みに参画していくことは大変意義がある

・川崎港は東京に隣接し、羽田空港にも近い地理的特性から、ホテルシップ等のクルーズ船の誘致先として高いポテンシャルを有している

・ホテルシップ等のクルーズ船を誘致し、宿泊客や乗客等を市内に誘導することは、地域の活性化や、効果的な本市の魅力発信につながる

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機としたインバウンド等の誘客に向けた契機になる

ホテルシップの誘致に向けた取り組みを推進するとともに、ホテルシップを契機としたクルーズ船誘致に必要な検討を進める



2 経緯

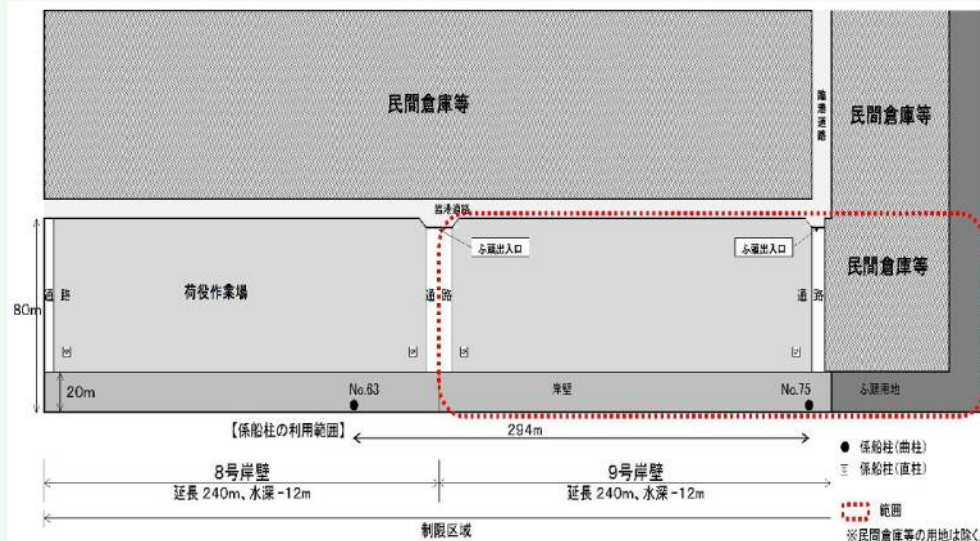
H30.3 川崎市総合計画 第2期実施計画に位置付け

H30.12 川崎港でのホテルシップ実施にあたっての基本的な条件を提示(公表)

<基本的な条件>

- ・船舶の規模は、7万トン級(総トン数)を上限とする
- ・実施の位置及び範囲(東扇島9号岸壁及び8号岸壁の一部、周囲ふ頭)
- ・対象期間は、令和2年7月1日から同年9月30日の中で必要とする最小限の期間
- ・費用は次の事項を除き、原則、ホテルシップ運営者が負担する

- (1)係留施設(防舷材、係船柱等)の整備費用
- (2)給水施設の整備費用
- (3)国際船舶・港湾保安法に基づく立入制限区域の警備費用
 - ・その他本市のインバウンド等の振興、クルーズ振興への協力



実施の位置及び範囲は、上図を原則とし、詳細は協議のうえ決定するものとする。

* 上記条件について、**事前協議が整った船会社を協議対象者として決定**する。

3 協議対象者の決定

事前協議が整ったことからホテルシップ事業に関する覚書を締結(H31.3.29)

- 【協議対象者名】 ゲンティン香港
 【停泊場所】 東扇島外貿9号岸壁及び8号岸壁の一部
 【停泊期間】 令和2年7月23日から8月9日まで(18日間)[予定]
 ※詳細は協議の上、決定
 【使用予定船舶名】 Explorer Dream(エクスプローラードリーム)

【船舶の概要】



総トン数	75,338t
全長	268.60m
船幅	32.20m
満載喫水	7.90m
乗客定員	1,870人
総定員	2,800人
客室数	928室

4 今後の予定

- ・ホテルシップ事業に関する覚書に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時のホテルシップ実施に向け、運営の詳細について、関係機関等も含め継続的に協議を進める。
- ・協議途中で覚書を解除する場合を除いて、ホテルシップ運営内容が確定した段階で協定を締結する予定である。